

1 活動方針

(1) ねらい

部活動を通じて、一人一人の生徒が自分の生活をより楽しくしたいという希望を持ち、共通の趣味や関心を追求する活動を自発的に行い、自主性や社会性の発達を図る。

(2) 指導の重点

- ア 部長会の活動を中心に、自主的な活動の支援を進める。
- イ 教師と生徒、学年や学級の枠を超えた生徒相互の豊かな人間関係を育てる。
- ウ 体力・運動能力の向上を目指した活動を積極的に取り入れる。

2 休養日・活動時間

(1) 休養日

- ア 週当たり2日以上 平日1日以上、週末1日以上
- イ 学校閉庁日及び年末年始の休日
- ウ テスト前後の一定期間 期末テスト5日前、実力テスト前日

(2) 1日の活動時間

- ア 平日 16:40まで(16:50完全下校)
- イ 学校の休業日 3時間程度

※ 部活動を補完する活動(保護者会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等)が行われる場合、部活動と合わせて長くても平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度等の基準を超えない活動とする。

3 その他

- (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえ、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動を推進する。
- (2) 本活動方針等について、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」(改定版)(令和元年8月岩手県教育委員会)や「二戸市立中学校の部活動運営指針」(改定版)(令和2年2月二戸市教育委員会)等を踏まえた部活動休養日や活動時間の徹底等を含め、教職員、保護者及び外部指導者等が共通理解を図る機会を設定する。
- (3) 次の点を踏まえ、適切な部活動体制を推進する。
 - ア 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、参加を義務付けたり、活動を強制したりしないよう、留意すること。
 - イ 大会で勝つことやコンクール等の上位入賞のみを重視し過重な練習を強いることがないよう、生徒の健康面やスポーツ医・科学の観点を踏まえた指導を行うとともに、体罰や生徒の人格を傷付ける言動等の根絶を図ること。
 - ウ 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。